

三春町告示第68号

平成24年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年5月22日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 平成24年6月7日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成24年6月7日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税条例の一部改正）

議案第38号 財産の取得について

議案第39号 新三春中学校調理機器購入契約について

議案第40号 三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について

議案第41号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第50号 平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第51号 平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

報告事項

報告第2号 平成23年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第3号 平成23年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第4号 平成23年度三春町水道事業会計予算の繰越しについて

平成24年6月7日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	武 地 優 子 (午前のみ出席)	教育委員会委員長 職 務 代 理 者	井 上 聡 (午後のみ出席)
教 育 長	遠 藤 真 弘	教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子		

農業委員会会長	大石田 紘 一
---------	---------

代表監査委員	野 口 邦 彦
--------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年6月7日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出

第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明

第 6 議案の質疑

第 7 議案の委員会付託

第 8 報告事項

第 9 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまより、平成24年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………・会議録署名議員の指名 ・……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、11番小林鶴夫君、12番橋本善次君のご両名を指名いたします。

……………・会 期 の 決 定 ・……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より6月13日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より6月13日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしたいと思いますので、ご了承願います。

……………・諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成23年度第12回、平成24年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

……………・議 案 の 提 出 ・……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて」から「議案第52号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」までの16議案であります。

……………・町長挨拶並びに提案理由の説明 ・……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！

○町長 6月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

あの未曾有の東日本大震災から1年3ヶ月が経過いたしました。町ではこの間、震災復興に向けて様々な取り組みを行って参りました。

震災直後から被害を受けた道路や公共施設の復旧、原発周辺住民の受入れ、義援金の配分

や住宅修繕等の支援、更に、放射能対策として空間線量や農作物等の放射性物質の測定、小中学生等へ OSL 積算線量計を配布し継続的な線量の測定、保育所や小中学校等の校庭や公園の表土除去の実施、町民の皆さんのご協力を頂いての通学路の除染等々、可能な限りの対策を講じてきたところであります。

また、今年度の主な重点事業の進捗状況について申し上げますと、放射性物質対策事業では、北部地区の放射性廃棄物の仮置場を関係する皆様のご理解ご協力をいただき、富沢地内に選定いただきました。現在、仮置場の造成工事に関する設計を行っておりまして、間もなく発注に取り掛かれると考えております。また、これと並行して、公共施設や学校のプールなどの除染を優先して実施して参る考えであります。

更に、新三春中学校建設事業につきましては、予定通り順調に進捗しておりまして、今定例会に議案として提案している調理機器購入等をはじめ、来年度の開校に向けた作業を進めているところであります。

町では、今年を、復興元年と位置づけし、「ふくしまの観光復興は三春から」をキャッチフレーズに、三春町から元気を発信していこうと取り組んでおります。その一環として、先般、復興三春春まつりを開催いたしまして、たくさんの町民と富岡町、葛尾村の皆さんのご参加を頂き、復興・復旧をPRすることができたものと考えております。

改めて、町民の皆様には、ご支援とご協力を賜り、感謝と御礼を申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提案しました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、専決処分につき承認を求める案件、財産の取得、新三春中学校調理機器購入契約、防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約、条例の一部改正、後期高齢者医療広域連合規約の変更、補正予算の3議案、更に報告事項として、予算の繰越明許費の繰越しの3件であります。補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認いただきますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

..... 議 案 の 質 疑

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第37号から議案第52号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第37号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号、「財産の取得について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号、「新三春中学校調理機器購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号、「三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

案第43号、「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号、「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号、「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号、「平成24年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第52号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 報告事項について ……………

○議長 日程第8、報告事項について。「報告第2号 平成23年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」、「報告第3号 平成23年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」、「報告第4号 平成23年度三春町水道事業会計予算の繰越しについて」町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたからご了承を願います。

…………… 会議時間の延長 ……………

○議長 本日の会議時間は、審議の都合によって予めここで延長いたします。

…………… 休憩 ……………

○議長 ここで、暫時休憩といたします。再開は午後6時といたします。ご苦勞様でございました。(休憩 午前10時12分)

(再開 午後 6時00分)

..... 再 開

○議長 開会に先立ち、議長より一言申し上げます。

昨年は東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故等、想定をしない災害事情の中にあったため、昼間の開催といたしましたが、本年は従来どおり開かれた議会として夜間開催といたします。

夜分、大変ご苦勞様でありますけれども、今日と明日の二日間実施をいたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、予め申し上げておきますけれども、本日につきましては4名の質問者までといたしたいと考えてございます。

なお、本定例会より、省エネ対策の一環としてクールビズを実施することといたしました。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解とご協力をお願いするものでございます。

会議に先立ち報告をいたします。執行者側より一身上の都合のため、武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として井上聡教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

..... 一 般 質 問

○議長 日程第9により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可により、先に通告いたしました質問をさせていただきます。

質問内容は、三春町地球温暖化対策実行計画の初年度の実績見通しと、再生可能エネルギーの具体的な導入についてでございます。

温暖化対策につきましては、前の任期を含めてこれで3回目ほどの質問になるかなと思いますけれども、平成12年3月に県内のトップを切って「三春町地域新エネルギービジョン」が作成されました。その直後の平成12年7月から約4年間の目標で「三春町地球温暖化対策実行計画」も作成されました。

しかし、新エネルギービジョンも暖化対策も残念ながら本格的な実行は行なわれず、大きな効果はなかったかなと思います。

それを踏まえて、昨年の3月再度、三春町地球温暖化対策実行計画が作成されました。実施期間といたしましては、平成27年まで5年間でスタートし、昨年はその初年度になりました。約11年前に作成された目標は、電気や各種燃料の削減を前年比で20%減に對しまして、昨年作成されました計画の目標は、前年比で1%の削減で5年間で5%と控えめな目標にとどまっております。6月3日の福島民報によれば、この70年間で蔵王連邦の樹氷の生まれる高さが1,400mから1,600mに200mも上がったと報じられております。これは取りも直さず冬の気温が高くなったからだと思います。最近の竜巻等の異常気象もき

つと地球の温暖化が要因と言われております。

1 番目に、初年度の平成 23 年度は基準年の平成 21 年度に対して、電気量や各種燃料等、種類別の削減量と削減金額の実績見通しを教えてくださいたいと思います。計画書では、推進員はエネルギーの使用量を 4 月から 9 月分を 10 月末日までに、10 月から 3 月分を 4 月末日までに事務局に提出し、事務局は 5 月末日までに達成状況を取りまとめるという予定になっており、既に集計されたと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 番目に、計画書では各課等で温暖化対策推進員を置き、課長等の推進責任者を補佐することになっておりますが、推進員は現在全体で何名で、どのような活動を行なっているのか。昨年の具体的な活動内容を教えてください。

3 番目に、事務局、即ち住民課は職員一人ひとりの温暖化防止対策に対する意識を高めるため、毎年研修会を開催することになっておりますが、初年度はどのような研修会を開催し、どのような効果があったのか教えてください。

4 番目に、この計画を実行するに当たり、職員及び町の施設を利用する外部の人達に対して、どのような啓発活動を行っているのかも具体的に教えてください。

5 番目に、広報みはる及びホームページで一般に公表することになっておりますが、達成結果やその取り組み状況はいつ頃までに公表されるのか教えてください。

6 番目に、関係する施設の全ての電気スイッチに節電を呼びかけるラベルを貼るべきだと思います。庁舎内や旧公民館など人がめったに通らない廊下の天井灯も点灯しておりますし、電気をつけなくても仕事に支障のないと思われる部屋でも、部屋に入れば反射的に電気をつけるということが見受けられます。電力不足が叫ばれるなか、節電は一種の発電であるとも思います。最近は節電所という言葉もございます。節電は大幅な経費削減にも繋がり、自主財源を補う一助にもなり、ラベルで啓発すれば大きな効果が期待できると思いますので、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 1 つ目の平成 23 年度の種類別の削減量でございますが、CO₂ 換算で、LP ガスが、9.3 トン、重油が 0.3 トン減少したものの、電気は 22.1 トン、ガソリンは 1.7 トン、灯油は 2.8 トン、軽油が 4.3 トンそれぞれ増加いたしました。差し引き合計で 21.3 トン、21 年度と比較して 1.318 % の増加、費用にしまして 1,215 千円の増加となりました。これは、震災対応業務や避難者受入れに伴い、使用量が増加したものでございます。

2 つ目の推進員の人数ですが、事務局を含めて 13 名で、各課 1 名ずつ選任しております。活動内容は、町の事務事業に伴う化石燃料や電気の使用量データ収集及び職員への使用量削減啓発指導であります。

3 つ目の研修会については、震災対応業務のため、開催できませんでした。

4 つ目の内外の啓発ですが、職員については各課推進員による啓発を進め、利用者に対しては、昼休み時の消灯、温度調整のためクールビズなど服装で執務するなど、目に見える形で実施しております。

5 番目の広報およびホームページへの掲載は、データを取りまとめ 7 月頃にはお知らせできるものと考えております。

6 つめの節電ラベルの貼付についても、庁内周知の上、対応して参ります。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 昨年度はおっしゃるとおり、震災原発事故対応等でこういうふうな結果になったのかなと思っておりますけれども、これも一つの止むを得ない結果かなというふうに今の答弁を聞いて考えました。

この中でもう一回確認したいんですが、ちょっと主旨と逸れるかもしれませんが、1点目は今度、小中学校に新しくエアコンが入りまして、稼動いたしますけれども、エアコンが入ることによって、また電気使用量が増えるのかなと思います。新しいエアコンの電気使用量、従来の学校での電気使用量というのは分けて見る事ができるのかどうか分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから、先ほど最後の質問で電気のスイッチに全てラベルを貼ったらどうですか、ということに対して、ちょっと具体的な答弁がございませんでしたけれども、やはりちょっと身近な例で申し訳ございませんけれども、私がこういう事を発言した時も議会事務局の全員協議会の電気は消しますけれども、こういうことが時間が経つと皆さんなんとなく電気をつけてしまうということがありますので、やはり節電をですね、具体的にやるにはそういう啓発もですね、きちっとやる必要があるかと思っておりますけれども、どういうお考えなのか。

それともう1点、これは確か昨日の読売新聞に書いてあった記事なんですけれども、東京大学では昨年の夏の電気の使用量が前年に比べて30%減ったというふうな記事が載っております。それはですね、電力をデジタルメーターで見えるようにして、それをホームページに掲載してございます。私も早速、昨日東京大学のホームページにアクセスしますと、そこで電力量が各キャンパスごとにできるようになっております。これは凄いなと思ったんですけれども、そういうですね技術的なことも含めて、この温暖化計画、特に電気量の削減についてですね、実施すべきだと思いますけれども、特に電気の使用量というのは即経費の削減に繋がると思っておりますので、特に6番目の電気スイッチの節電を呼びかけるラベルについて、もうちょっと具体的なお答えを頂きたいと思います。

○議長 答えられる部分だけ答えてください。

工藤住民課長！

○住民課長 まず1つ目の新しくエアコンを導入した場合と古い設備の電気量の比較ということですが、これは細かく一つひとつ調査しなければ分からないというふうに考えております。新しいエアコンにつきましては、既に仕様書等である程度の消費量の想定はつくのですが、古い電気製品になりますと実際に1個1個の測定をしないとこれは何とも申し上げることができません。そういった機会があればやってみたいというふうには思いますが、現在はちょっと困難なのかなというふうに思います。

2つ目のスイッチに対する貼付ラベルの件でございます。これはある意味マナーにも近い行動でございますので、こういったお質しを受ける前に我々が習慣付けておかなくてはならないと考えてございますので、注意喚起のためご提案の中にもございました貼付ラベル、コスト的に安い物ですから、こういった物については是非とも取り組ませて頂きたいなというふうに考えております。

3つ目の東大で30%減になった、見える化が進んだということですが、特に電気量関係で「電気量を減らしましょう」「CO2を減らしましょう」という時には必ず費用対効果を考

えなければいけないと思っております。例えば数万円を節約するために何百万円を掛けて投資するというのもままあります。そういったことが許される環境ではないというふうに思っておりますので、今後もこういった問題につきましては、投資効果、どれだけのコストが掛かるかというものを常に比較して進めて行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 確かに電力の見える化は投資が必要なことと私も承知しておりますけれども、ネットで調べますと色々と最近は簡便な装置も出ておりますので、これは是非具体的な検討をして進めていただきたいと思います。

○議長 答弁は必要ないですね。

第2の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 再生可能エネルギーの具体的な導入について質問いたします。

先月の30日に「まほら」ホールにて再生可能エネルギーによる次世代電力供給システムの勉強会が開催されました。同じ日に福島大学、筑波大学でもスマートグリットに関する勉強会、そして東京のビックサイトではスマートグリットに関する展示会が開催されておりました。「まほら」の勉強会では、温泉地のような大規模な地熱を利用するのではなく、地面を少し掘るとひんやりと感じますが、それは地中の気温はいつも一定であるので、外気温との温度差をエネルギーに変換して活用できること等を知り、大変勉強になりました。それらの活用が外国ではどんどん進んでおり、日本は20年くらい前は太陽光発電や太陽熱エネルギー等、自然エネルギーの活用で世界の先頭にありましたが、この間に再生可能エネルギーは完全に外国に追い越されていることは皆さんもご存知だと思います。この様な勉強会を計画して下さった町の関係者に感謝申し上げます。

一方、特別講演のデジタルグリットによる新しい電力供給システムは、大変先進的な内容で難しい点もございましたが、日本でも世界に先駆けたシステムを考えられていることを知って一種の明るさも感じました。この技術が先進国だけでなく、開発途上のバングラデシュでも実施を計画していることも知りました。

このようにいろんなことが検討されておりますけれども、今回の勉強会の内容の実用化を待っていたのでは一步も進まないと思います。今ある再生可能エネルギーの導入が益々遅れてしまうと思います。県でも昨年3月に福島県再生エネルギー推進ビジョンが作成されまして、その後災害が起きましたので、その改訂版を今作っております。前の質問の温暖化対策と再生可能エネルギーの活用は表裏一体の関係にありますので、再生可能エネルギーの具体的な導入についてお伺いいたします。

1番目に、一般家庭の太陽光発電導入には、町はどのような条件が満たされれば実施されるのか再度お伺いいたします。「この10年以上、費用対効果がよくない。」「国の動向を見てから検討する。」という答弁がございましたけれども、今年7月1日からは再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートします。そして国や県から補助金制度もございますし、それから三春町に隣接する田村市、郡山市、本宮市、須賀川市等全ての周辺自治体でも独自の補助制度が導入されております。30日の勉強会でも会場から質問が出されましたが、多くの町民が待っていると思いますのでよろしくお願いいたします。

2 番目に、新三春中学校に入札時の業者の提案では、10kWの太陽光発電を導入する案が提出され、それも一つの条件で価格や技術面から現在の業者に決定いたしました。しかし、実施設計の段階になって費用対効果に難点があるとの理由で設置が見送られた経過がございます。しかし、メリットが出るようになったらいつでも導入できるように準備を進めておくとの議会の答弁がございましたが、去る5月21日、建設進捗状況の現地調査で確認したところ業者からの答えは、近い将来、太陽光発電を導入するための準備をしておく気配は感じられなかったように思います。見送られた時の導入価格がいくらであって、それに対してどのようなメリットがなく導入を見送ったのか教えてください。また、太陽光発電を再度導入する条件も併せて教えていただきたいと思います。

3 番目に、当初導入予定であった10kW程度では家庭用2、3軒分しかございませんので、実用的でないと考えておりました。郡内の小野町の中学校では既に20kWの設備を導入しております。国土交通省と文部科学省は太陽光発電と蓄電のできる新たな小中学校の建設に乗り出すと報じられております。特に学校の年間エネルギー消費量を実質ゼロとするZES、ネットゼロ・エネルギー・スクールという計画が本年度の予算から導入し、来年度から順次拡大するとの計画でございます。新三春中学校に再生可能エネルギーを新規に導入するのであれば、この制度を活用して町の費用でなく、本格的な発電設備を国の予算で導入した方が得策と考えますが、町の考えをお聞かせください。

4 番目に、エネルギーの地産地消は地域の雇用創出や自主財源の確保に繋がると考えます。三春ダムでは約1,000kWの水力発電機が2基あり、発電量の約8割近くを東北電力に売っていると聞いております。我が町には多くの山林や水路、そして太陽光、小水力、木質や排泄物のバイオマス発電が可能と考えます。それらを組み合わせて地域のスマートグリッドで発電量と需用量を制御し、100年以上進歩のない今の積算電力計ではなく、電力の状況が見える、リアルタイムで見えるスマートメーターを導入し、地域の中でお金を回せば町の活性化に繋がるのではないかと思います。里山では外来種のクズで荒れており、はびこった竹の伐採が可能になるのではないかと思います。12年前に作成しました三春町新エネルギービジョンでは、その先進地視察として岩手県葛巻町で研修を行なっております。現在の葛巻町は人口7千少しの町ですが、エネルギーの自給率は160%以上になっており余った電力は全て売電しているそうです。手元に農林中金総合研究所の昨年8月のレポートがございますけれども、このレポートを見ますと鉄道もなく温泉や史跡も少ない町で再生可能エネルギーも観光資源の一つとなっており、2009年の葛巻町への訪問者なんと55万人になったと、大きな経済効果になっているところに報告されております。30日の勉強会を契機に三春町エネルギー地産地消調査検討会などを立ち上げて、少しずつでも再生可能エネルギーの地産地消を具体化するために一歩、歩みだすべきと思いますが町の考えをお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

1点目の太陽光発電の補助金ですが、太陽光発電の設置費用は安くなってきたものの、一式で200万円から300万円程度かかると聞いております。国県などの助成があるとはいえ、設置費用のほとんどを自己資金で賄うことを勘案すれば、より一層の設置のための価格

下落が進まない限り、大幅な普及は困難ではないかと考えております。町からの補助金については、太陽光発電設備の品質向上、採算性及び自然エネルギーの活用などを総合的に判断して参りたいと思います。

2点目についてですが、当初町では新三春中学校に太陽光パネル20kWを導入する計画で、事業費2千万円を見込んでおりました。基本設計を進める中で、イニシャルコスト及びランニングコストを比較したところ、環境教育的な意味合い程度のものしか設置することが出来ないことから、議会の町立学校再編等調査特別委員会でもご議論いただき、導入を見送った経緯がございます。

3点目のネットゼロ・エネルギー・スクールについては、具体的な施策の内容が示されていない状況でありますので、今後、国の動向を注視して参りたいと考えております。

4点目の研究会についてですが、活動内容や方向性を整理しながら検討して参ります。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 太陽光発電の一般家庭への導入というのは、30日の会場での質問にありましたけれども、いろんな費用の面ということで住民課長さんが答弁されておりましたので、またしばらく待つしかないのかなと思っております。

新三春中学校でですね、ただいま答弁のありました20kWで2千万円というのは、どうしてこういうコストになったのか、というのがちょっと私には、具体的な数字を始めて聞くものですから分かりかねるんですけれども、一般家庭用と学校用でそんなに違うのかなというふうな気がいたしますので、再度また検討の機会があればですね、検討していただきたいと思います。

3番目にエネルギーの地産地消を研究する研究等を答弁では前向きと受け止めるご答弁でございましたので、是非この期日を明確にしてですね、いつ頃までに作るのか。もし、今ある程度のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めますが、最後の質問のみにしてください。

鈴木町長！

○町長 いつまでということではありますが、現時点では、まだいつまでというところまでの考えは持っておりません。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してある2件についてお尋ねをいたします。

第1に除染についてであります。

1点目として、5月29日に行なわれた実生プロジェクト開催の第4回東日本大震災学習会において、大阪大学名誉教授中村仁信氏は「200ミリシーベルトでも大丈夫、福島県内除染するところはない、お金の無駄遣いだ。」と言い切りました。町長は実生プロジェクトの代表でもあるわけですが、当局としてはどう受け止められたのかお尋ねいたします。

2点目は、除染は安全かつ安心のため行なうものと確信しておりますが、町民の皆さんより「除染はどうなっているんだ。」と聞かれるようになってきています。除染の現状と今後の取り組みについてお聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えいたします。

1点目についてですが、低線量放射線による人体への影響につきましては、現時点においても諸説あり、どの見解が科学的に正しいのかがはっきりと立証されておりません。このことが、事態をより複雑化させている要因の一つであろうというふうに考えてございます。その意味で、今回開催された東日本大震災学習会を通して、幅広い意見があることを改めて認識できたことは有意義であったというふうに考えてございます。

なお、町が行う除染対策につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法など関係法令に基づき、引き続きスピード感を持って、粛々と対処していくことに何ら変更はございません。

2点目についてですが、除染を実施するうえで必要不可欠な仮置場につきましては、地区住民の皆様方のご協力により候補地の選定作業が進められ、現在、沢石、要田、御木沢地区のいわゆる北部三地区と中妻地区について、仮置場設置場所が決定したところです。除染業務に関しましては、農繁期前に除染を必要とする農地を対象に、4月から農業者からの申出を受けて除染に着手するとともに、放射線の影響を受けやすい子どもを取り巻く生活環境を最優先に除染を推進するため、町内小中学校等のプール及び町営グラウンドの除染業務を発注いたしました。

なお、住宅の除染につきましては、決定した仮置場の整備と並行して、現在準備を進めているところですが、住宅の形態が多種多様であることから、まずはモデル事業として住宅の除染作業に着手し、そこから得られた知見等を活かして、仮置場の準備が進んだ地区から順次住宅の除染作業に着手したいと考えおります。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 1点目なんですけれども、この間の学習会の中で今の答弁ですと幅広い意見があると、「安全だ」という学者もいれば「いや、長期的に放射線を浴びれば分からない」という学者もいる。そういう意味で勉強になったと、こういう言われ方をされたので、何と言ってよいのかと、こう思うんですけれども、やはり確かにいろんな学者の方がいると思うんですね。ただ、三春町が開催した学習会の中で「安全だ」と、「とにかく福島県内どこも除染なんかする必要はない。無駄遣いだ。」と「そういうのは除染なんか必要ないんだ。」とこういうふうに断言的に言われてしまうとですね、やはり聞かれた方は「三春町なんか低い方だから、除染なんかというのはそういう意味でやっていないのか。」とこういうようなことも返ってくるんですよ。したがって、やはりそれはそれとして、そうであれば、きちっと、学習会でこういうことを言われた件については、「町としてこう受け止めている」というコメントなんかを出していただかないとですね、そのことが、勝手に話しとして伝わって「安全なんだ。大丈夫なんだ」「こういうふうに偉い学者の方が言ったんだぞ。」とこういう話になると大変だなと、ちょっと思うんでその辺についての町の考え方でよね。勉強になっただけではちょっと済まないんじゃないかと思しますので、再度、お聞かせを願いたい。

それから、もう1点。除染の取り組みなんですけれども、今後秋にかけて農地の問題、それから仮置場の中での充足の問題があります。仮置場も2ヶ所見つかったと、こういうことでありますけれども、その他の地区の方の仮置場が見つからない。したがって、仮置場が見つかった所から進める。はっきり言えば、仮置場が見つからなければそこは除染をできる状

態にはならない。こういうふうに町としては考えていると、このように思うんですけれども、その辺、再度ご確認をしていきたいと、以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えいたします。

まず1点目の勉強会の結果、何らかの町の所見を申し上げるべきではないか、というご意見でございますが、そういったご意見もあろうかと思うんですが、大半の方は単刀直入に申しまして、当惑された方が多かったのではないかと、というふうに思っております。除染業務を預かる所管の責任者としては、今までダブルスタンダードだというのは大体の方がご承知かと思うんですが、その中であそこまではっきりと「大丈夫だ」というふうに言われても、論理的には安全かもしれないけれど、よく言われる安心感を持った方がはたしていच्छやったのかなという疑問はやっぱり大きく持っております。やはり行政といたしましては、理論としてはもしかすると、もしかするとは失礼ですが、正しいんだと思うんですけれども、いわゆる安心感を解決するまではいっていないと、いわゆる一つの視点でリスクマネージメントの視点から見ると、そういった不安を抱える方に対する答えにはなっていないなというふうには受け取ってございます。ご提案にございました町としての考えをホームページ等というふうなご主旨だと思うんですが、その分につきましては、どのような伝え方がよろしいのか内部でも検討いたしまして、再度決めて行きたいというふうに思っております。

2つ目の仮置場が見つからない地区、これについては除染が、これがないと絶対除染が出来ないのかというふうなご質問かと思うんですが、基本的には仮置場をまずは見つけていただいて、そこに地区内の物を運んでいただくというのが、やはり基本だというふうに考えてございます。と申しますのは、万が一、住宅密集地等でその地区全体の仮置場が見つからないといった場合、全体的には低線量かもしれませんが、最終的には宅内にどこか場所を決めていただいて、宅内の保管という所は住宅密集地区では既にやられている手法です。そういった手法もあるにはあるんですが、それよりも集めれば確かに除染物については線量は高くなるんですが、地区からかなり距離をとった、いわゆる距離検視が十二分に図られたところに置いた方が、いわゆる安心感が高まるのではないかと、というふうに町は基本的に考えてございますので、今はとにかく基本に沿って地区ごとに是非とも仮置場を見つけていただきたいというふうに考えてございます。先ほどご紹介した以外で、まだ見つからない地区が何もやっていないことはございません。地区の中で大変活発な意見の交換があるようにも伺っております。是非とも一日も早く意見がまとまるというふうに期待してございます。町としても町に対する役割等がその中でございましたら、是非とも町としても役割を果たして行きたいというふうに考えてございますので、この機会をお借りしまして是非とも見つからない地区につきましても、前向きに忌憚のないご意見、地区の方の中で意見を交わしていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) ちょっと引っ掛かったという語弊があるんですけれども、今の答弁で正しんだと思うんですというのは、中村教授が言ったことが正しいだというふうに何か受

け止められる。私はそういうふうを受け止めた。したがって、正しんだと思うんですけども安全だと。安全は確保する。安心はそれぞれの精神的な問題を含めて色々ありますから、安心は別とこういうふうな言い方に取られるような発言ではなかったのかと。そうしますと、私は安全についても200ミリシーベルトまで大丈夫だと言っているから安全だと私は思わない。これも正しいか正しくないかというのは、一番最初述べられたとおり、そういう範囲のいろんな考えがあるという、当局でも言ってますけれども、私もそれはそのとおりだと思うんですね。したがって、安全この言葉だけで200ミリは安全なんだと、ただ安全だけで安心はと、こういう切り替えで物事を言われると大変な話になるのではないかと。したがって、中村先生の話が安全だという受け止め方は、やっぱり安心だと受け止めていない方は受け止めないと私は思うんですね。これはイコールだと思うんです。ただ、言葉のあやで安全と安心は別だという人がいますけれども、それは今回についてはまったくそういうことはない。同じだというふうに思いますので、もう一度確認をしていきたい。私のとらえ方が間違ったのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 言葉足らずなことがございましたらお詫び申し上げますが、私の言わんとしたところは、中村先生は放射線医学の専門化、権威でございます。今までの放射線治療の実績を基に放射線治療で何ミリシーベルトあるいは何マイクロシーベルトという数字を長年に渡ってお使いになってきた先生でございます。その先生がそういった経験を基に、実際の発症はなかったというふうに、かなり論理的なデータを揃えておられました。同時にいらっしゃった東北大学の小池先生も同じように、きちんとしたデータの積み重ねで論理的に説明をされておりました。そういう意味で正しいと申し上げたわけでございます。ただ、除染につきましては、先ほどの答弁で触れてはございませんが、原発以降、追加で年間に受ける線量が1ミリシーベルト未満に抑えましょう、これに向かって努力して行きましょうという中で始まっているものでございます。ですから、町としては先ほどの答弁の後段で申し上げました「関係法令に基づいて粛々と」というのはそういう意味でございます。勉強会でございますので、いろんな先生方がこれからもいらっしゃると思います。ただ、それについて先ほどの答弁のようなことでは返って誤解を生むということであればお詫び申し上げますが、今申し上げたとおり、あの勉強会に出席なさった方はもう一度思い出していただければ、多分その前後の関係で放射線医学を通してというふうな中で何回もおっしゃられておりましたので、そういった比較的大きな線量を扱う立場の方が言うことについては、やはり正しいというふうに言わざるを得ません。一方で、行政的に今ははっきり分からないけれどもなるべく被ばくを減らして行こうではないかということで今動いているわけですので、なかなかそういうところにいきますと、そういったデータとこういった行政的にこういった方向で進めましょうという部分については、なかなか噛み合わない部分も正直ございます。ただ、全体としてまとめれば、先ほどの答弁で申し上げましたが、今までの基本の路線に変更ございません。安全と安心、ことば遊びだというふうなご指摘がございましたが、町民の皆様が1日も早く納得できるような形で、目に見える形で除染の作業を進めて証明していくということが唯一の道かというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 第2の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 次に町営墓地についてお尋ねをいたします。

始めに平沢谷戸の共同墓地についてであります。

以前墓地拡張、増設の話があり、その後取り組みがなされていない現状であります。アンケート調査などにより、その必要性を考えてのことであった訳で、出来るだけ早く墓地の増設を行なうべきと考えますがいかがでしょうか。

2点目、更に当局は、定住促進に向け具体的な取り組みを検討中と思いますが、墓地も併せて考えるべきと判断いたしますがいかがでしょうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 答えいたします。

1点目についてですが、平成19年1月に御木沢まちづくり協会より、町営墓地整備要望を頂き墓地需要のアンケート調査を行いました。その結果を基に平沢運動公園を組み入れた300区画程度の墓地増設計画を地元の皆さんに説明して参りましたが、賛同を得ることができず、平成22年12月に計画を白紙撤回し、現在に至っております。しかしながら、新しく墓地を求める要望が強いことから、町営墓地の早期整備を図るため、当該場所も含め適地を探して参りたいと考えております。

2点目についてですが、町としても定住促進のため墓地の確保は重要な条件と考えております。町営墓地の早期整備に努力して参りたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番本田忠良君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、通告しておきました事項について質問いたします。

町営野球場のグラウンドの整備について。町営グラウンド、通称今まで下のグラウンドを陸上競技場を野球又はソフトボールの方から言わせるとAコート・Bコート、上のグラウンドをCコート・Dコート、野球場を本球場と呼んでいますが、昨年のもとの事故により町内の小中学校・保育所・公園等は除染対策の一環として表土除去がなされてきました。現在、新三春中学校が建設されております。C・Dコートは中学校建設ということで昨年のうちに表土除去がされており、また、A・Bコートも先月入札され、三春除染協同組合が落札し、近いうちに表土除去がなされるわけです。そうした中で本球場も除染の計画がされていると思います。これを機会に、今まで懸案だったいくつかの問題点の改修の計画があるかお尋ねいたします。

まず、第1点目として、野球場が造られたのは今から40数年前で造る方も造ればいい、使うほうも造ってもらえればいい、といった考えがあったかも知れません。現在、少し雨が降ると特に内野ですが、水はけが悪く試合が中止になってしまい。また、1日雨が降ると次の日まで水溜りが残り、試合前に土入れをしなければなりません。この機会に暗渠排水の設置をし、水はけのよいグラウンドにする計画があるかお尋ねします。

第2点目として、今まで10年、20年と試合前、試合後と全員で石拾いをしてきた経緯があります。表土除去するのであれば、外野に関しては5cm程度でも結構ですが、内野に関しては10cmぐらいの入れ替えをして、小石等のない野球のグラウンドに適した土を入れる計画があるかお尋ねします。

第3点目として、本来野球場の向きはホームプレート、2塁、センター直線で引いたその

先が東北東でなければならないとされておりますが、残念ながら当球場は東北東を向いておらず、午後になると野手の正面に太陽が当り、守りづらい球場と言われております。予算の関係上、早急にはと言いませんが将来において直す考えがあるかお尋ねします。

第4点目ですが、今まで三春中学校の校庭が狭いということで部活での本球場使用を認めていただいておりますが、今度の新三春中学校の校庭も野球をするには狭いように思われますが、今まで同様、本球場を野球部の部活動としての使用を認めてもらえるのか、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 ご質問にお答えします。

町営野球場の水はけについては、特に内野面が悪く、雨天の翌日には使用に不便をきたしている状態です。町営野球場は、内野・外野ともに透水管を埋設し、水はけに十分対応できる施設として建設されていますが、建設から35年が経過し、排水設備の老朽化により、ご指摘の状況に至ったものと推測しております。

また、グラウンド面の小石等についても、除去等に不十分な点があったかと思えます。これらの問題のうち、水はけについては、特に状態が悪い内野部分の排水設備の改修を実施し、表面には、野球場に適した砂を入れることで、改善されるものと考えておりますので、改修に向けて検討を進めて参ります。

次に、野球場の向きについてのご質問ですが、公認野球規則では、本塁から投手板を経て2塁に向かう線は東北東に向かっていることを理想とするとしております。町営球場は、本塁から2塁方向へ向かう線は北東となっております。野球規則とは若干異なりますが、許容範囲ではないかと考えております。

次に三春中学校野球部の使用についてですが、同校野球部は現在も平日の部活動に町営野球場を使用しております。また、土日の部活動については、他の利用団体と日程調整を図りながら、野球場若しくはA Bグラウンドを使用している状況です。新三春中学校でも、同様に使用することを想定しております。

○議長 再質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番(本田忠良君) 1番目の質問の暗渠排水、2番目の質問の小石のない砂の入れ替えについての完成時期について教えていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 はい、お答えします。

これから設計をすることになります。工事費が試算できればですね、その後、予算の準備をして工事を進めることになります。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

○5番(本田忠良君) 今の答弁なんですけれども、今年度中と考えてよろしいでしょうか。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長　設計をしてみないと、金額がどれくらい掛かるか今のところ分かりませんので、そういう予算の手立てができて、それで初めてできるようなかたちになりますので、お約束までは今のところできません。

○議長　1 番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。
質問を許します。

○1 番（陰山丈夫君）　先に通告しておきました質問につきまして、議長のお許しを得ましたので質問いたします。

無縁化する社会その対策について、伺いたいと思います。

一昨年、NHKが放送した「あすの日本、無縁社会」のキャスター鎌田靖さんは家族、ふるさと、そして会社とのつながりが急速に切れている社会、こうした社会を「無縁社会」と呼ぶことにしましたと述べておりました。無縁社会に代表される孤独死や生活保護費の不正受給などの背景にはいったい何が隠されているのでしょうか。離婚や死別で一人暮らしの人、結婚しないで一人で住む人、家庭内暴力、虐待、雇用の多様化で収入の乏しい人や働けない人などが血縁・地縁・社縁が希薄になり、貧困層が増加していると言われます。

次の4点についてお尋ねをいたします。

1、高齢世帯の状況把握、疾病と健康状態・就労状態・同居者の状態などについてお尋ねをしたいと思います。

2 番目に、介護施設の設置状況と今後の計画について伺います。

3 番目に、生活保護受給の現状についてお尋ねします。

4 番目に、子供・高齢者への虐待の現状についてお尋ねをいたします。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　1 番議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢世帯の状況把握についてですが、これは毎年、10月1日を基準日とした65歳以上の高齢者実態調査を地区担当民生委員さんに依頼し、実施しております。調査項目は、一人暮らし・寝たきり・認知症・高齢者夫婦世帯等でございます。町では、このデータを基に三春町社会福祉協議会と連携し、高齢者世帯のマップを作成し活用しているところでございます。今後も、地区の民生委員を中心に、各関係機関との連携を図りながら、高齢者世帯の状況の適切な把握に努めて参ります。

2 点目の三春町内の介護施設の設置状況についてですが、認知症対応型共同生活介護施設であるグループホームが3施設、更に特別養護老人ホームあぶくま荘及び老人保健施設三春南東北リハビリテーションケアセンターを含めた計5施設でございます。今後の計画については、第5期三春町介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設定員29名の特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所、これは通所15人程度、泊まり5人程度の建設を進め、施設の整備を図り、三春町内の待機者の解消に努めて参ります。

3 点目の現在の生活保護費の受給者は49世帯で60人でございます、昨年の大震災以前の44世帯52人から5世帯8人の増加となっております。世帯主の年齢別では、60歳以上の世帯が34世帯、60歳未満の世帯は15世帯となっております。現在、県では生活保護受給者の就労支援に力を入れており、その結果、三春町でも6世帯が就労し、生活保護の廃止に至っています。今後も県と連携し就労支援をしていきたいと考えております。

最後に4点目、虐待の現況についてですが、平成23年度の相談件数は、児童、高齢者伴

に3件ずつでありました。ただ、いずれのケースも関係機関と密に連携し、適切な支援を行なっております。なお、町では虐待等防止対策協議会の代表者との情報交換により、今後も迅速な対応を図って参りたいと考えています。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 1番目の高齢者世帯の現状把握ですけれども、この対象者の年齢なんですがね、たぶん65歳くらいからにしているのかなと思うんですけれども、もっと若い年齢の方ね、やはり必要ではないのかなというふうに思うんですね。62歳前後の方で一人で亡くなっている方もあるわけですね、それが発見されないで、数字日間経ってから発見されているというのもあるんですよ。ですから、調査年齢もね、やはり検討していくべきではないのかなというふうに思いますね。たぶん、これは65歳から高齢者世帯ですから、出るのかなと思います。その辺のことについて、お尋ねをしたい。

それからですね、介護施設設置の今後の計画ですけれども、町の先ほど言われました「いきいきプラン」ですね、この中に入っておりますね、それでこの中に特定施設入居者生活介護というのがあるんですけれども、これは船引にある軽費老人ホームですね、30人定員というのがありますが、これについてはですね、もう満杯なんですね。その他の先ほど言っていた施設なんかもほとんど満杯なんですね。ですから、この間、新聞にも載って皆さん、多くの方がご覧になったと思いますけれども、その健康年齢というので発表されましたよね。平均寿命ではなく健康年齢、健康寿命と言うのですか。これとですね、平均寿命との差がかなりあるわけですね。そうすると、その間に健康寿命がですね、男だと70.42歳なんですよ、女性が73.62歳の発表なんですね。そうすると、平均寿命との差がかなりあるわけですね。これから、こういった方々がこの施設にね、利用が動くと思うんです。こういったものが、法整備がされて間もない頃は、こういう所に行くのとね、むしろお嫁さんとね、跡取りの方がね、変な目で見られましたけれども、今は施設に入るのがね、むしろ当たり前前の形になってきている状態ですので、こういったことについてもね、もう少し前向きに進めてもらえば良いのかなというふうに思うんですね。あと、これ1月の新聞ですけれども、国では在宅、在宅というふうに話しをしているんですよ、方向性がね。でも、今核家族の中で在宅といっても無理だと思うんですよ。その辺、町の方で、国の方針に従って行かなくちゃいけないという面もあるでしょうけれども、現実とね、やはりそういう点のかけ離れですよ、その辺をどういうふうに進めて行くのが、やっぱりこれから必要ではないのかなと思いますので、今後の施設の計画ついてね、ちょっとお尋ねしたいなと思いますね。

それから、生活保護受給者ですけども、親が受給者の方がね、成人になると受給率が高いと言われているんですよ。例えば、失業して雇用保険をもらう場合ですね、定期的に就活しないともらえないということになっていますよね。生活保護受給者にも、制度としてはないんですけれども、ハローワークとの協議はあるわけですよ、ハローワークでも進めていますから。ですけれども、そういったものについてね、やはり町がもう少し積極的に介入しても良いのかなというふうに思います。なるべくそういうことで受給者を減らして行く。先ほどね、6世帯が就労しているというような答弁がありましたけれども、60名49世帯ですので、もう少し多くても良いような感じがいたしますので、精神的とかね、身体的に無理な方

であればね、止むを得ないですけれども、そういうことも当然、調査の対象にはなっていると思いますけれども、その辺についても積極的に介入していただければなというふうに思います。

あとは、高齢者の虐待ですね。厚生省のホームページなんかを見ますとね、非常に増えているんですよね、虐待率がね。それで、三春町ではこれくらいなのかなと、疑うのもあれなんですけれども、実際に出てきたのがこれだけですからね。やはり、もう少し、これはおかしいんじゃないかと思ったときですね、相談に来るものだけでなくね、こちらからやはり、ちょっとおかしいなと思ったもの、そういったものについてね、やっぱり関わっていかねばいけないうかなというふうに思います。特に高齢者の場合はですね、金銭的なものでね、非常に虐待が多いと言われております。年金絡みですね、そういったことについてですね、これからどういうふうに関わりを持っていくのかということで、出来ない部分が多いのかなとは思いますが、その中で入れる部分は入っていただきたいなというふうに思います。

全般的なことで申し訳ないですけれども、一応、答弁できる部分だけ答弁していただければ有難いというふうに思います。

○議長 全て答弁してください。

当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 それでは今の再質問にお答え申し上げます。

まず、65歳の年齢区分なんです、これは全国的に高齢者を決めているのは65歳以上、ただ、議員おっしゃるように確かに若い世代の方なんかも亡くなっている方がいるということです、そういう人はですね、保健福祉課の方でもある程度、具合が悪い人なんかはですね、調べたりしてデータ的には持っているものと思いますので、その辺も今後、65歳以上のみでなくて、気をつけていきたいと思います。

2点目の軽費老人ホームでございますが、軽費老人ホームは住宅困難者とか、生活困窮者、またケアハウスといって三つのパターンがあると思うんですが、三春町の場合はですね、先ほど申し上げましたように、介護保険の中で地域密着型の老人ホームと多機能居宅介護事業所の計画がありますので、まずそちらの方を進めまして、待機者の解消を図りながら、またその相談業務の中で軽費老人ホームに入りたいような必要性がある方、声が聞こえてきた時に、また必要なかどうかをですね、考える時なのかと思っております。

3番目の生活保護の受給者なんです、減らしていく努力というのは県とですね、先ほど申し上げましたが、連携しながら、またハローワークとも連携しながら、就職斡旋なんかもしている所ですので徐々に減らして行けたらと思いますが、なかなか景気の回復とかですね、事情はいろいろありますので、生活保護受給者に、その辺を見据えながら対処して行きたいと思います。

4点目のですね、高齢者、子供の虐待が少ないんじゃないかということなんです、23年度の実績、相談があったのは3件、3件です。相談についてはですね、子供の場合はやっぱり、学校とか児童相談所とかですね、あとは近隣者が通報するなんてケースがあります。特に高齢者の場合はですね、やっぱり虐待している、されているというような認識がなかなか持てないというようなこともあって、見つけにくいのは確かであります。ただ、三春町はですね、社会福祉協議会に、いきいき支援センターという、社会福祉士と保健師とケアマネージャーで、万全の体制で相談体制をとっておりますので、それに民生委員とかですね、家

族、本人、近隣者等がですね、常に通報者といいますか、なかなかこちらからは相談に来るのを待ってないで行けということなのですが、情報が来てすぐ動くという体制はとってあるということでございます。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

.....・・ 延 会 宣 言 ・・.....

○議長 これで予定の4名は終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決しました。

なお、明日8日の会議、いわゆる一般質問につきましては、午後6時に繰り下げて開会することにいたします。

傍聴者の皆さん方をはじめ、夜分遅くまで大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

(午後7時22分)

平成24年6月8日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年6月8日（金曜日） 午後6時開会

第 1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後6時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 大変ご苦勞様でございます。

ただ今より本日の会議を開きます。

..... ・ ・ 一 般 質 問 ・ ・

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

初日に引き続き、通告による質問を順次許します。

14番渡邊勝雄君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について一般質問をいたします。本日は2点について伺いたいと思います。

1点目は、18歳以下の医療費無料化について伺っていききたいと思います。我が町においては、中学3年生まで子供達の医療費無料化を先進的に取り組み、実施をしてきたわけがあります。そうしたことから、この大震災により、福島県ではこの震災後の県内の18歳以下の医療費を無料にしてもらいたいと、福島県が国に強く求めておりましたが、政府は財源がない、また、公平性の欠ける等難しいと、心無い結論を出しました。

そこで、私達が国会議員を呼び、県内の県市町村議員約40名により、復興支援会議を開き、1月2月においてですね、復興会議を開き意見交換と修正協議を重ねて参りました。当然、私もその会議に出席しまして、三春の実績を訴えて、当然18歳までは無料化にするのは当然であるという意見を申し上げ、そして修正協議を重ね、まとめたポイントと言いますか要点と言いますか、内容は1点目ですが、県が医療費無料化の財源にも活用する県民健康管理基金に対して、国が財政措置を講ずると明確化したこと。2点目ですが、子供達が安心して暮らせる生活環境を実現するための事業に、この基金を活用できるよう規定したこと。これにより、18歳以下の医療費無料化を長期的に継続することが出来る様になったわけがあります。

この法律が福島復興再生特別措置法案の中に含まれ、この3月30日に成立したわけがあります。そして、福島県知事も福島復興再生特別措置法案では、私達の要請を受けて政府原案が修正され、基本理念に国の責任が盛り込まれ、18歳以下の医療費無料化等、子供を産み育てやすい環境作りへの国の財政支援に向けた枠組みも作っていただいたと。私達の要望を受け止め、それらを実現してくれたと、福島県民を挙げて御礼を申し上げたいと言われている。成立までの経過を申し上げましたが、その上で、県内で18歳以下の無料化をこの10月より実施されると伺っておりますが、その概要と我が町の整備体制についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 14番議員のお質問にお答えいたします。

福島県は、原子力災害の影響により県内の子どもの人口が大きく減少していることを踏まえ、子どもの健康を守り、県内で安心して子育てができるよう、18歳以下の子どもの医療費助成事業実施の方針を決定しました。

助成事業の内容は、小学4年生から18歳に達する年度の3月末までの医療費について、全額を県が補助するものであります。また、この事業は10月1日から実施が予定されております。

当町においては、既に中学3年生までの医療費の無料化を実施しておりますので、今回こ

の助成事業により新たな対象となるのは、高校1年から3年生相当、16歳から18歳までの605名と見込んでおります。

この事業に伴い町は、本定例議会に条例改正及び補正予算を提出しており、8月には対象者へ通知、9月には受給資格者証の交付と、10月1日からの実施に向け準備を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 県内県外と私、いま強調してきましたが、いま課長が答弁されたように、県外に子ども達が自主避難しているということで、県外に非難している子ども達の対応というか、この医療費の無料化についての対応というのはどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 県外に避難している子どもについては、その病院でかかりまして、直接町の方に請求をいただくというようなことになります。いったん払ってはもらいます。その後、町の方に請求が来ますので、それを還付払いと言いますが、そういうふうにして対応します。そういうことです。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 第2の質問に移りたいと思います。

ふくしまっ子体験活動応援事業について伺います。福島県教育委員会が体験応援補助事業と移動教室体験活動応援補助事業、この二つの事業を合わせてふくしまっ子体験活動応援事業といわれますが、昨年だけでも46万人以上が利用したと、大好評であったと伺っております。福島県教育委員会は当初、この事業の交通費ですか、それを削除すということを言われておりましたが、私達が一生懸命、前年度と同じく24年度も継続実施すべきだという事を訴えて参りました。そのことについて、我が町の対応とこの事業について詳細にお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 第2の質問にお答えします。

まず、ふくしまっ子体験活動応援事業の内容についてですが、県と県教育委員会が主体となっている事業であります。東日本大震災により、子どもたちが屋外で十分に活動できる環境が少なくなっていることから、昨年の7月から実施されました。

ふくしまっ子体験活動応援事業は移動教室体験活動応援補助事業と体験活動応援補助事業の2つの事業で構成されております。移動教室体験活動応援補助事業は、教育課程に位置づけられている宿泊を伴う体験活動を対象とした学校行事等に宿泊費、活動費、交通費を補助するものです。次に体験活動応援補助事業についてですが、こちらは、地域の子供会、スポーツ少年団、PTAなどの団体等を対象としたものです。

23年度の内容といたしましては、活動及び宿泊場所は県内と限定し、こどもが5名以上

参加し、宿泊費は1人当たり一泊7,000円を上限として30泊まで、交通費及び体験活動費については、1人当たり5,000円を上限として補助しており、日帰りの事業も対象になっておりました。活動例としましては、自然体験、歴史文化体験、スポーツ体験、部活動、スポーツ少年団や子供会の交流活動、農林業体験などがございます。

24年度については、補助内容に一部変更がございました。宿泊費は一泊7,000円が5,000円に、上限の30泊までが7泊までに、交通費及び体験活動費1人当たり5,000円が2,000円となりました。申込方法は、参加団体の代表者がこの事業に登録している旅行業者に直接申込みをいたします。申請書は旅行業者が作成をして、県の社会教育課へ提出するようになります。事業実施日の20日前までに旅行業者へ申込みする必要がありますので、夏休みに事業を計画されている場合には、早めに申込みをされることが必要です。この事業につきましては、年度当初に町内幼稚園・保育所・各小中学校経由で保護者会に周知しておりますが、詳細につきましては、県のホームページに掲載されておりますのでご覧いただきたいと思います。

町は昨年に、スポーツ少年団のスキー教室をこの事業を活用して実施いたしました。県の情報によりますと、三春町では72団体が利用したとのことでございます。今後もこれらの事業の周知を図り、積極的に活用し、子どもたちがのびのびと活動できるよう支援して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 確認でございますが、この実施の期間、去年は7月から9月までといわれたのですが、今年はいつまでの実施期間になる予定でございますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 実施期間ということでございますが、移動学習につきましては4月から来年の3月まで、それから体験活動につきましては夏の期間が7月1日から9月30日、それから冬の期間としまして、12月1日から1月31日ということになってございます。

よろしく願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番（渡辺正久君） 議長のお許しを得ましたので、農業に関して2件お尋ねをいたします。

1つ目は農業の振興についてであります。今農業を取り巻く環境は、原発事故での放射能物質による土壌汚染・風評被害等、その被害は甚大であります。また、それらの影響もあり、就農者の減少・高齢化等、担い手不足がいつそう深刻になっております。お尋ねをいたします。

1、平成24年度予算編成に当たり、重点施策の一つに「農業の持続発展のための取り組み」を挙げられておりますが、その中身について具体的にお聞かせください。

2、就農者数の推移と若者の就農促進のため、どのような対策を講じておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

農業の持続発展のためには、人、土地、資金の三つが有効に連携し、更には循環して利用されることが必要と考えます。具体的には、地産地消の取り組みと同時に、農家が農産物の生産を行うだけでなく、加工や販売、他産業との連携を行う6次産業化を進めることが重要であります。

人につきましては、農業短大での加工研修会やJAたむらが主催する6次化実践塾への参加を進めるなど、意欲ある人材の育成を支援しております。土地につきましては、地域での話し合いを基に、農地の利用集積を推進し、企業の農業参入を始めとして、過去3年間で約29haの集積を図っています。資金につきましては、中山間地域直接支払交付金や農業者戸別所得補償制度等を活用しながら、地域の営農意欲に応える施策を実施しております。

また、町では、昨年原発事故による農産物の放射能汚染の懸念から、安心、安全な地産地消を進めるため、三春町直売所連合会の申し出を受け、4月に放射性物質測定器を三春の里に設置し、自主検査の体制を整え農家の皆様とともに風評被害の払拭に努めております。これらの取り組みについては、田村農業普及所、JAたむらなど関係機関とともに連携し、販路の確保につながるよう、消費地に向けた三春産農産物の安全性のPRも積極的に行っております。

2点目の就農者数につきましては、農林業センサスによりますと減少の一途となっております。このことは、我が国全体の産業構造の変化などから、止むを得ないものとして捉えなければならないと思います。しかし、就農者数の減少に見合うだけの農業構造の改革は、未だ十分とは言えない状況であります。効率が良く合理的な農業経営の実現のためには、従来の家族労働を核とした農業から、更なる変革が必要であり、例えば、大字など地域を単位とし、農業者が共同して経営を行う集落営農も、三春町の農業が目指すべきひとつの方向ではないかと思えます。

また、農業への新たな参入は支援すべきであり、特に地域との合意の下で、企業が農業に参入することは、新たな経営感覚で地域の活性化を支えることに繋がるため、町が持つ農地情報を活用し、積極的に支援して参りたいと思えます。

国におきましても新規就農対策として、就農者の所得の確保、技術の習得、機械・施設の導入支援、農地の確保等を総合的に支援する方策を打ち出しているところであります。町としましても、これらも踏まえ、新たな経営形態の確立も見据え、就農の場の確保に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） いま答弁にありましたが、町の独自の施策も幅広く盛り込まれておりまして、その成果が上がることを大いに期待をいたします。

しかし、いま答弁にもありましたが、今や就農者の減少、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等、待ったなしの状況にあります。いま答弁にもありましたように、集落や複数人での集団営農の促進や規模拡大への支援等、農地の利用促進、経営基盤の強化に向けた対策、また、農業の振興には若い力が不可欠だと思いますが、現況は心細い限りであります。後継者、担い手の対策を併せて集中的に取り組む時期に来ているのではないかと考えますがいか

がでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 農業は非常に難しい産業といわれております。特に重労働が常にあるわけでありまして、やはり、若い後継者が育たないと、ある程度の年齢に達すればやりたくても出来なくなると、これが農業の特色であるところのように思っております。それだけに、新たな後継者の育成というのは、非常に急務であるというのは十分認識しておりますけれども、現状は農業をやっている方々がですね、自分の息子に「俺の後を継いで農業をやれ」と自信を持って言えるのかどうか。私は言える人は少ないだろうと思います。特に三春町の農業は、中山間地農業でありまして規模拡大をしたくても、もう限界があります。そういう中で、遊休農地をださないで農地を活用して地域農業をどうすれば良いのかというのが、一つの課題だろうとそういうふうにするわけですが、個人で自分の農地を耕せなくなった人は受委託と言いますかね、個人で規模拡大といいますかね、出来る人に貸したりしているのが多くの実態ではないか、こういうふうに見ているわけでありまして。非常に難しいと思いますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように企業の参入を三春町は進めております。29haほど借地で企業が農業に取り組んでおりますけれども、いろんなそういう手法を組み合わせながら地域農業を確立して行きたいと、そういうふうな考えをしているわけでありまして。当然、一生懸命やろうとする方々に対しては、町はできるだけの支援は惜しまないと、こういうふうな考えを持っておりますのでね、今後もそういう考えの下にしっかり進めて参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 次に三春町除染実施計画に基づく農地除染隊対策についてお尋ねをいたします。

町は昨年11月、三春町除染実施計画を作成し、実施期間を平成25年度までと定め、着手をいたしました。昨日、除染について佐藤議員が質問をいたしました。それらを踏まえて、私は農地の除染について伺います。

この春、農家に具体的な情報が伝わらないうちに一部除染が始まり、農地の場合、主体が町なのか、あるいは農協なのか、その辺りに混乱が生じたようであります。また、方法も同様で、一般的に行なわれるとされる深耕、反転耕では、よけい深くなったり、排水に支障をきたすんじゃないかと。また、土質はどうなのかと、いろいろな不安、心配を今も持っております。

そこでお尋ねをいたします。農地の実施計画・方法及び農家への周知をどうしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えいたします。

農地の除染方法につきましては、国のガイドラインに基づき、プラウ等によります反転耕・深耕をあくまでも基本として計画してございます。秋以降に予定している農地の本格的な除染実施に向け、現在、発注準備を進めております。

なお、詳細内容が決定次第、改めて農業関係団体等への説明会の開催や広報みはる等を通して周知して参りたいというふうに考えてございます。ご質問にございました反転耕・深耕に関するご疑問の点につきましては、実際に除染に入ってみて、その実証を踏まえて、また、修正すべきところは修正して参りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） この実施計画にもですね、示されておりますが、是非ですね、実情に合った除染をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、今後、実施順・範囲、また、時期等が決まりましたら実施主体として、はっきりとした各地区への説明、周知をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 今ご質問いただきました実施を踏まえた内容、あるいは実施に対する順番、そういうものの考え方につきまして、改めて丁寧な説明に心がけて参りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 6番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので、先に通告しておきました次の事項についてお伺いいたします。

1件目、事業者の産業廃棄物処理場誘致及び産業廃棄物処分事業への我が町の対応についてお伺いいたします。ある自治体で、産業廃棄物処分場をその自治体に持っている事業者が、今まで事実上、休業状態であったのに突然と他の事業者との事業譲渡許可申請や産業廃棄物処理事業許可申請を県に提出し、次々と許可が下り営業に向けて着々と準備を進めているようで、その地元の人達の不安をあおっております。不況時の中で産業廃棄物業者と地元とのあつれき等の話しは影を薄めておりましたし、また、各自治体もそれなりの対策を取ってきたと思われます。

また、時折通る道の脇に建ててある「処分場反対」の看板も色あせて、この問題も下火に思えるこの頃でしたが、震災後、建設物廃棄物が建設業等の廃棄物が出る産業が活発化する中、最初に話をしましたように、産業廃棄物に関する問題が出てきた自治体もあるようです。我が町は環境問題等への対策をみても推測ではありますが、おそらく当該業者にとっては、組みにくい自治体と思いますし、多分、避けて通る自治体ではないかと思われます。

しかし、気を許すと県への申請許可・手続は書類整備をすると割合に簡単に許可するので、人の振り見て我が振り直せで目配り、気配りが必要な時期に来たのかと考えます。

我が町として、そのような誘致や事業申請等の気配が感じられた時、どのような対応にでるのかお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

震災で倒壊家屋など大量の産業廃棄物が発生したことにより、民間の産業廃棄物最終処分場では処分がひっ迫している可能性はありますが、産業廃棄物最終処分場を建設するためには、許可権者である県との事前協議が必要であり、この中で関係市町村長の意見聴取も位置付けられております。瓦礫や放射性物質に汚染された特定産業廃棄物が大量に排出されたことにより、県が策定している産業廃棄物処理計画にも大きな影響があるのではないかと考えられますが、いずれにしても、住民意向を無視した建設計画はあってはならないと考えております。

三春町では、平成9年5月に産業廃棄物処理に関する基本方針を策定し、翌年6月には、町議会において、民間企業による産業廃棄物最終処分場の建設に反対する決議がなされております。基本的な考え方は、現在も変わっておりません。

今後とも同様に対応して参りたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） やはり、思ったとおりで、我が町はちゃんとそのような仕組みができていておりました。

それで、例えばの話になりますけれども、そういう業者がちらほらと見えてきたと言いますか、そういう時に町としてどのような流れと言いますか、流れでその人達にストップをかけるために、どのような流れで話しをもっていくのか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えいたします。

業者が用地を物色するというのは、これは事前にある程度察知できます。一番有力な情報となるのは、やはり、地元の方の情報ということになります。見ず知らずの人が、突然訪れて土地の内容を聞いていった、とかということが前回もあったように思います。そういったことを踏まえて、情報をとらえましたら私どもとしては、会社の経営状態、これは今簡単にインターネットでも検索できるようになっております。そういった経営状態、あるいは、その業者が以前どんなことをしてきたか、というのはある程度分かります。

それで、ある機会をとらえて突然、ブローカーのような方を介して町の方に直接、接触を持って参ります。それをしないと彼らも計画書が作れないからです。そういった機会をとらえまして、町長より先ほど答弁いたしました、「こういった基本方針があるので受けません」というふうな対応で行なっておりますし、今後もそういった対応がもっとも効果的ではないかというふうに思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 我が町のことはこれで分かって、私も理解できました。

それで、一般的に考えまして、いま工藤課長が話しをしましたその流れなんですけれども、これは、一般的に普通の自治体でも大体このような流れでやるようになっているのかどうか、もし分かっていたらお答えをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えします。

県によりまして、若干の相違はあるんですが、基本的には産業廃棄物処理法に基づきまして、基本的流れは既に法定で決められております。その外、県独自で受付けに関する様々な要綱を定めている県もありまして、福島県等もそのような県の一つになります。

したがって、多少の差はあれ、どこの都道府県でも事前協議というのは必ずやらないと許認可の本交渉に入って行けない仕組みにはなっておりますので、それについては、全国ほぼ同じではないかというふうに思っております。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 2件目に移ります。

学校等の長期休み中、子供達を他県や放射線量の低い所で過ごさせることへの町の支援について伺います。

昨年の夏休み等に、学年ごとにそれぞれ数日間町を離れ、宿泊をしたと聞いておりますが、個人的にそれぞれ受入先を探して長期の休みに福島県から離れて親子ともに、又は子供だけを宿泊させるやに聞いています。

放射線量についての考え方も様々ある中で、年中町にいても不安もなく暮らせる人もいれば、少しでも線量を下げおきたいと県外に出る人もいます。線量について、学者の先生方や専門家の人達が報道で聞いていても、あれほど考え方が違えば、一般の人の考え方がまちまちであっても当然だと思いますし、あるところでは自己判断に委ねることもでてきても仕方がないのだと思います。

しかし、例えば町から少し出てみたいと思っても、その手段や方法が分からなかったり、費用等で行きたくても行けない家族もいると思います。そのことも含めて、町として町民に対して多くの選択肢を示せるような支援を考えてもよいのかと思いますが、このような状況について、町の現況と支援について伺いたいします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えをいたします。先ほど14番議員の答弁と重なる部分が一部ございますこととお断りいたします。

学校や団体等が実施する体験活動について、福島県教育委員会が補助する事業にふくしまっ子体験活動応援事業があります。この事業については、各小中学校や保育所、幼稚園、スポーツ少年団、子供会等へ周知しており、各団体の活動の際には、その活用を積極的に図っております。ちなみに昨年度、小中学校での活用は延べ19回、今年度は12回を予定しております。子供会等は72団体、昨年度は利用しております。

今後も、県教育委員会と緊密な連携を図りながら、県の支援制度の有効活用の周知徹底に努めて参りたいと考えております。

ただし、この事業は県内に限られております。県外へ宿泊する場合への国や県による支援措置は現在のところありません。昨年は県外のNPO法人等の主催する復興支援体験活動に参加した児童生徒がおりましたので、今年も情報提供に努めて参ります。

また、ご質問の中にもありましたように、放射線量への認識については、個々人で異なることから、町単独での金銭的支援は困難だと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 先ほど14番議員の答弁にもあった、ふくしまっ子体験活動応援事業、そういうふうなものに対する費用の支援ですか、それが県の場合、去年からすると、だいぶ一つひとつの金額が下がってきた、というような気がします。また、県外は特別な支援は県の方もないということなんですけれども、なかには行きたくて行けないという、そういう人達のことを考えると、まず、ふくしまっ子とかそういうふうなことにに対する費用、費用の少なくなった分とか、そういう分の費用の補填みたいなことができないのかどうなのか。それから、NPO法人とかそうふうな、ネットとか何かで探して行ったりしている人もいますけれども、そういうふうな受け入れ先、そういうのを例えば町でいくつか、自分達の知識といいますか、そういうものとして持っていて、こういう所に行きたいんだけれどと、町民の方から問い合わせがあった時に、「こういう団体から受け入れてもいいよと話があります」とか、そういうふうな、斡旋に近くなっちゃうかもしれないんですけれども、そういうふうな支援の仕方、そういうふうなことが出来ないのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 金銭的な面につきまして、確かに県の方は若干下げておりますが、特定の人に対してですね、自治体が支援を行なうということは適当ではないと考えております。町が補填するような意味での金銭的な補助は今のところは考えておりません。

それから、県外の情報ということでありますが、これは2月の校長会で、まず、北海道から早めに申し出がありましたのでご紹介をいたしました。それから、4月の校長会でも活用するようという指示をいたしております。現在、私の方で把握しておりますのは、山形県そのものがですね、福島県の児童・生徒を山形で体験させるというようなこともありますので、こういうことにつきましては、情報を校長会等で流して参りたいというふうに考えております。一応、ネット等でも時々調べておりますが、なかなか沢山あるということにはならない。また、いろいろな条件がありますので、そういうものを勘案して情報を集め、そして、適切に対応して参りたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） いま答弁ありました2月の北海道の件、それから山形の件。こういうものについて、これは県の方といいますか、県の方での情報として考えてもいいのか。それとも町独自の情報としてそれを考えてもいいのか。もしも、これは県から流れてきたものということになるとした時に、町独自の情報公開みたいなことということはどうなふうに考えているのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 いま私が申し上げました情報は、町独自の情報です。県から流れてきたわけではありません。こういうものにつきましては、先ほど言いました様に情報を得た段階です、早めに学校等を通じて流すしか方法がないと思っておりますので、その様にして参りたいというふうに思っております。町に特別にですね、情報のサイトを設けて、こういうものがある

りますということは著作権とか、他のところを出しておるものですので、それをこちらで直ぐに出すということについては、これは考えなければならないと思いますので、今のところはそういうサイトを町のホームページにですね、作るという考えはございません。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは3件目、保育所・児童館等の待機者に対する町の現状と対策について伺いたします。

共稼ぎや産休明け、子供にとっては祖父母にあたる人がいても就業中でいるとか等、様々な事情で子供を預けたい人は年々増えて、受入状況が間に合わないのではないかなと思われまします。例えば、産休明けが1年の中頃であるとすれば、途中からなかなか保育所には入れない。また、保育所の入所式の頃よりも仕事始めが早かったりするという具合にずれ込んでしまい、自分達夫婦と子供達だけで暮らしている人達にとっては非常に悩ましいことだと思ひます。また、若いお母さん達の話だと、三春は今回の震災で地盤はしっかりしているし、線量も低いし、三春に住みたいんだけど子供を預けようとする、なかなか預けられなくて町外になってしまうので迷ってしまい、結局、子供を預けている近くに家を求めるようになってしまう。つまり、預けられるかどうかで住むところを決める人達もいるようです。定住促進計画策定中の我が町として、現在の待機状況と現状に合ったこれからの対策について伺ひします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 3点目のご質問にお答えいたします。

まず、保育所における待機児童についてですが、保育所への入所申し込みをしているにもかかわらず、保育所等が満員ために保育所に入所できない状態にある児童のことを待機児童と呼んでおります。現在、町内にございます保育所においては、このような児童はおりません。児童館につきましては、原則として小学校1年生から3年生の児童を対象とした放課後児童クラブを運営しております。岩江児童クラブと今年から開所しました御木沢児童クラブは、定員には達していませんが、中央児童館で実施しておりますわんぱくクラブにつきましては、応募締め切り後に保護者の方から入所の問い合わせがありました。定数がオーバーになっていることを伝え、入所は難しいことをお伝えてし、その対策としまして、中央児童館においては、クラブ員でなくとも自由に来館できるということをお話しして、ご理解をいただいたところでございます。

保育所、児童館における保育や児童クラブの実施は、子育て支援の大きな要素であると認識しております。保育需要に応じた職員配置、柔軟な受け入れ、私立の認定こども園との連携など、保護者の希望に添えるようにして参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の保育所の件なんですけれども、確かに申し込んだんだけど入れなかったと、そういう子供さんはいないという話だったと思うんですけど、最初に申し込んでもこれはちょっと無理だという話しになりますと他を探して、そして他に入ってしまう。それから、民間とかそういう所に先に入れてしまう。そうすると、結局、待機ということにならずに結局は申し込まなかったと、後からは申し込まなかったという、そうい

う話しがあります。結局、一番最初、自分達が本当は望んでいたのは保育所なんだけれども、そこには入れなそうだとということで自分達で引き下がるというか、そういうこともあるような話を聞きます。それで、これは保育所のスペース、それから人数、いろんな面で直ぐにどうのこうのというわけにはいかないかもしれませんが、やはり、それこそ先ほどもちょっと出ましたけれども、定住促進のことも考えますと三春の町はどちらかというと、三世代同居の家庭が多いと思います。大分少なくはなっているのではないかと思います、それをやはり、今度、定住のことを考えますと皆さんどちらかというと、三世代でなくて二世帯で住む人たちが多くなります。そうすると、まさしく子供さんを預けないと生活が大変だという人達が切迫した悩みとして、この人達には子育ての時の保育所というのが大事なものになってくるわけです。やはり、この辺でこれからの三春に定住してもらうということを考えますと三世代同居、それも一つですけれども、やっぱり二世帯同居の人達のことを重視した保育行政というのが必要なのではないかと私は思うんですけれども。そういう意味でこれからの保育行政の中でもっと保育士さんを増やして、それから保育施設も、もうちょっと広げて、二世帯同居の子供さんを他の方でどうしてもだめなようだからといって引き下がらずに保育所に預けられるような、そういう体制を取っていかなくてはならないんじゃないかなと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 再質問についてお答えいたします。

まず、保育所の入所にあたりましては、入所時点で希望を取って入所受付をしてございます。ご承知のとおり、第1・第2保育所、それから現在、北保育所の三ヶ所でございますけれども、保育所ごとに年齢ごとの定数を持ってございます。入所の際にもその辺はできるだけ調整をさせていただいて、より多くの子供さんを入所させるような手立ては講じてございます。併せまして現在は、岩江幼稚園・中郷幼稚園児についても預かりを実施しております、出来るだけ就労の手助けになるように努めておるところでございます。併せまして、現在、三春幼稚園さんの方でも認定子ども園制度の届出を受けて、保育の事業も実施しているということでございますので、そちらの方のお力もお借りしながら三春町の児童、子どもの対応については図って行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) 4件目に入ります。一人又は高齢者世帯の暮らしの中での共同墓地、共同埋葬地対策についてお伺いいたします。

現在も高齢者世帯や一人暮らし世帯は増えていますが、これに加えて未婚の人数が増え、近親者がいいない人が多くなった時、その人達が亡くなってしまった時の対応で、自治体の担当者が苦勞する姿も想像できます。そのような人達の増加を考えますと、昨日の一般質問で4番議員の共同墓地の質問に対する町長の答弁、1番議員の無縁社会への危惧、また、我が町の定住促進計画、それぞれに関連する事項でもあり、様々な状況に対応するためにも共同墓地、それから共同埋葬地については必要でないかと思われませんが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 4点目について、お答えいたします。

ご質問にあるようなケースは、今後、増加すると考えてございます。

町としても、納骨堂や合祀墓のような機能を備えた町営墓地の整備を検討して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 町としてこういうことを考えているということでした。それで、これからやっぱり増えていくという話しでしたけれど、やはり今の現代の現象といいますか、状況にやっぱり即した行政でなければいけないのではないかと思います。例えばですね、共同墓地としてですけれども、できれば墓地公園のような、お墓参りししながらゆっくりと心を癒せるような場所であったり、現代に即したペットの埋葬地があったり、様々な工夫が施された共同墓地を考えてもよいのではないかと思うのですが、町として構想というか、そういうことがもしありましたらお尋ねします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 お答えいたします。

まだ、具体的なプラントか計画は正直ございません。ただ、時代の流れに即した対応ということのご提案等を踏まえまして、計画を検討する際にはできるだけ繁栄させて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれで散会をいたします。

傍聴者の皆様方を含め、大変苦勞様でございました。

（午後7時05分）

平成24年6月13日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年6月13日（水曜日） 午後2時開会

第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税条例の一部改正）

議案第38号 財産の取得について

議案第39号 新三春中学校調理機器購入契約について

- 議案第 4 0 号 三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について
 議案第 4 1 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 2 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 3 号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 4 号 三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 5 号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 6 号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 7 号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 8 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 4 9 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について
 （追加）
 議案第 5 3 号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 0 分）

……………・開 会 宣 言……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、3 月定例会において継続審査とし、総務常任委員会に付託中の陳情事件について、審査報告の提出がありました。

この際、これを日程に追加し、日程第一として、付託陳情事件の委員長報告及び審査を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、付託陳情事件の委員長報告及び審査を日程に追加し、日程第一として議題とすることに決定しました。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が 3 月定例会において付託を受け、継続審査としていた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6 月 1 1 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情事件第 1 号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書。

陳情者、宮城県仙台市青葉区二日町9番15号、国土交通労働組合東北地区協議会、議長、後藤明広。

本陳情は、防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能を充実するため、国会及び関係機関に対して、下記事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

1. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

2. 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すこと。

以上について慎重に審査した結果、本陳情については、妥当と認め、全員一致採択することと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

……………・・ 付託議案の委員長報告 ・・……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月7日、8日、11日、12日、13日の5日間にわたり、第1委員会室において開会いたしました。

議案第37号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法と国有資産等所在市町村交付金法の一部改正する法律が、本年4月1日に施行され、個人住民税及び固定資産税に係る課税の特例等の改正が行われたことに伴い、三春町税条例の一部を改正したものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第38号、「財産の取得について」。

財務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、公共施設事業用地として土地を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、「三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法と国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行され、町民税の申告不要制度が拡充されとことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、審査しました結果、全員一致、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、「平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」

総務課長及び財務課長の出席を求め、補正予算（第1号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては県支出金、財政調整基金繰入金、東日本大震災復興基金繰入金、災害救助債等の追加であります。歳出においては、財産管理費、災害救助費の追加と、職員人件費の減額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月7日に日程設定を行い、6月8日、12日、13日の3日間、現地調査を含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第48号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」。

建設課長の出席を求め本案に関する詳細な説明を受けました。本案は栄町団地及び沼倉団地の入居者に退去者があり、栄町団地は2戸、及び沼倉団地は5戸の用途廃止するための条例の一部改正であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、「平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」。

産業課長、建設課長の出席を求め補正予算（第1号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち歳入については国庫補助金、諸収入、町債の補正で、歳出は農業費、商工費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費の補正であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 6月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月7日に日程設定を行い、6月8日、11日、12日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第39号、「新三春中学校調理機器購入契約について」。

教育長、教育次長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案は、新三春中学校調理機器購入に係る契約について議会の議決を求めるものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」。

議案第46号、「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」。

議案第47号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」。

以上3案について、住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。外国人登録法の廃止による住民基本台帳法の一部改正に伴い、議案第43号は、外国人も住民基本台帳法の適

用を受け住基カードをもつようになることから、登録事項に関する証明手数料を改めるため、本条例の一部を改正するものであり、議案第46号は、外国人住民の印鑑の登録事項に関する規定を改めることと、条例内の文字表記を整えるものであります。議案第47号は、新たに大字上舞木字宮ノ前に共同墓地を追加すること及び共同墓地位置の所在地番を修正するため本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、議案43号、46号、47号、3案とも全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。

議案第44号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」。

議案第45号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」。

議案第49号、「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」。

以上4案について、保健福祉課長、国保医療グループ長、健康づくりグループ長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

議案第42号は、地方税法の一部改正により、東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡期限の措置が3年から7年に延長されたことに伴い、本条例の一部改正するものであります。

議案第44号は、県が子育て支援の一環として18歳以下の県民の医療費無料化を図る新たな助成事業を実施することに伴い、町の子どもの医療費助成の対象年齢を15歳から18歳に拡大するため関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第45号は、町が実施する健康診査に、前立腺がんの増加により重症化の防止のため前立腺がん検診を追加し、受診者からの費用の一部を負担金として徴収するため本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、外国人登録法の廃止により住民基本台帳法の一部改正に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合の構成市町村からの共通経費負担金の算定基準を変更するにあたり、同広域連合規約を変更するための協議に議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査いたしました結果、以上議案42号、44号、45号、49号とも全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、「平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」。

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第1号）について、それぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入においては、県支出金、寄付金、諸収入の増額補正であり、歳出においては、民生費の減額補正、衛生費、教育費の増額補正であります。所管に係る事項について、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」。

保健福祉課長、国保医療グループ長、健康づくりグループ長の出席を求め、補正予算（第1号）について詳細な説明を受けました。歳入においては、国民健康保険税の減額及び前期高齢者交付金、繰入金、繰越金の増額の補正であり、歳出においては、保険給付費の財源変更及び後期高齢者支援金等の増額補正であります。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第52号につきましては、委員会には付託せず全大会で審査を行ないましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第３により、議案の審議を行います。

議案第３７号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第３７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３８号、「財産の取得について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第３８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３９号、「新三春中学校調理機器購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第３９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４０号、「三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第４６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４７号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第４７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４８号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第４８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４９号、「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第４９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、「平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、3番影山初吉君外2名より、議案第53号、「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について」が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第53号、「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 議案第53号、「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成24年6月13日提出

提出者 三春町議会議員 影山初吉

賛成者 三春町議会議員 本田忠良

賛成者 三春町議会議員 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成24年6月13日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第53号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 6月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案審査をしていただきまして、全議案、原案のとおり可決をしていただきまして誠にありがとうございます。

この時期になりますと、暑くてしょうがないということが当たり前なんですけれども、昨日今日は異常低温が続いておりまして、冷夏になるのではないかと一抹の危惧をしているところでありますけれども、やはり夏は暑く冬は寒く、これが一番いいとこう思うわけでありまして、いずれにいたしましてもですね、大変な除染作業が具体化しておりますので、しっかりと取り組みをして参りたいとこう思うので、今後とも議会の皆さん方にはいろんな面でご鞭撻をよろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。

ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成24年三春町議会6月定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午後2時36分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月13日

福島県田村郡三春町議会

議長

署名議員

署名議員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第37号	専決処分につき議会の承認を求めることについて (三春町税条例の一部改正)	全 員	原案承認
議案第38号	財産の取得について	全 員	原案可決
議案第39号	新三春中学校調理機器購入契約について	全 員	原案可決
議案第40号	三春町防災行政デジタル無線施設整備工事請負契約 について	全 員	原案可決
議案第41号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第42号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について	全 員	原案可決
議案第43号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	全 員	原案可決
議案第44号	三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春 町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	全 員	原案可決
議案第45号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例 の制定について	全 員	原案可決
議案第46号	三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい て	全 員	原案可決
議案第47号	三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定につい て	全 員	原案可決
議案第48号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ いて	全 員	原案可決
議案第49号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	全 員	原案可決
議案第50号	平成24年度三春町一般会計補正予算（第1号）に ついて	全 員	原案可決
議案第51号	平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について	全 員	原案可決
議案第52号	平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算 （第1号）について	全 員	原案可決